東京学芸大学附属図書館展示設備利用要項の一部改正について

改正理由:利用の制限の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(利用の制限) 第7条 展示設備を附属図書館の運営において使用する期間は、利用することがで	(利用の制限) 第7条 展示設備を附属図書館の運営において使用する期間は、利用することがで
きない。	きない。
2 次の各号に掲げるものは展示することができない。(1) 附属図書館の利用を妨げる形式であるもの	2 附属図書館の利用を妨げる形式の展示物は、当該展示物が第4条各号に定める 教育研究成果物等であっても、展示することができない。
(2) 法令及び公序良俗に反するもの (3) 販売促進等営利を追求することを目的とするもの	
(4) 布教活動, 団体への加入の勧誘, 署名運動など, 特定の思想や活動の支援を目的とするもの	
(5) その他館長が不適切と判断するもの	
(利用上の責務)	(利用上の責務)
第8条 〔省略〕	第8条 〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この要項は,令和6年10月10日から施行する。	
<u> </u>	